

「虐待かな？」と思ったら 迷わず相談を！！

高齢者虐待とは「養護者」「養介護施設従事者等」による高齢者に対する虐待をいいます

養護者：高齢者を現に養護する者のこと

〔 食事や介護などの世話、金銭の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。同居していなくても該当する場合があります。 〕

こんなことが虐待にあたります

身体的虐待

殴る・蹴る等の暴力的な行為で身体に痛みや外傷を与えたり、身体を拘束し自分で動くことを制限すること。

こんなことも・・・

- ・無理やり食事を食べさせる
- ・本人のためとリハビリを強要する
- ・薬を過剰に服用させ動きを抑制する
- ・鍵をかけて長時間家の中に入れない

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等により高齢者の心身を衰弱させること。

こんなことも・・・

- ・ごみを放置し劣悪な環境で生活させる
- ・冷暖房を使わせない
- ・必要な医療や介護を制限する
- ・同居人等による虐待を放置する



心理的虐待

怒鳴る、悪口を言う、侮辱する、脅す、無視をするなどして、精神的な苦痛を与えること。



こんなことも・・・

- ・トイレに行けるのにオムツをあてる
- ・家族や友人等との団らんに入れない
- ・台所や洗濯機を使わせないなど生活に必要な道具の使用を制限する

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

こんなことも・・・

- ・人前で排泄行為をさせたり、オムツ交換をする
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で裸にしたり下着のまま放置する

経済的虐待



本人の合意なしに財産や年金、金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

こんなことも・・・

- ・別居の親族が年金を管理し、必要な金銭を使わせない
- ・金銭管理をしている親族が、入院費やサービス費を支払わない

高齢者虐待防止法には次のような定めがあります



専門職の皆さんには虐待の早期発見に努める義務があります

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

高齢者虐待の発見者には通報義務があります

“かもしれない”時点でOK!

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

通報をしても守秘義務違反に問われることはありません

専門職の皆さんには「守秘義務」が課せられていますが、高齢者虐待防止法では、業務で知り得た虐待を通報しても守秘義務違反にはなりません。

こんなときどうする？ Q&A

Q：本人を介護している養護者に認知症の疑いがあり、十分な介護ができていないようなのですが、これは虐待なのでしょうか。通報することで、大ごとになってしまわないか心配です。

A：本人に必要な介護が提供できていない「ネグレクト」の状態が疑われます。養護者に自覚がなくても、結果として本人の生活に支障が出ている状態であれば、虐待となります。虐待防止法は、養護者を“虐待者”として罰するのではなく、問題を解消することで本人や養護者の生活の安定を図ることが目的です。「通報で大ごとにしたくない」ではなく「大ごとになってしまう前に」通報して、その家庭に必要な支援を考えることが重要です。

Q：本人が家族から暴力を受けるのを見てしまいました。本人から「誰にも言わないでほしい」と言われました。本人から止められているのに通報してもよいのでしょうか。通報したことが分かってしまうことでこれまでの関係を崩してしまわないか心配です。

A：本人の了解を得ずに通報しても問題ありません。通報を受けても、通報があったことをいきなり本人に伝えたりせず、誰が通報したか分からないよう慎重に対応します。まずは一人で抱え込まずに、虐待の通報窓口へご相談ください。区役所やいきいき支援センターをはじめとした関係者がチームで考えて対応します。また通報後も、その家庭との関係を大切にして、本人の気持ちへの寄り添いや見守りなど、チームの支援方針に基づいた支援をお願いします。

【名古屋市の高齢者虐待に関する通報窓口】

- 各区役所福祉課・支所区民福祉課
- 各区いきいき支援センター（地域包括支援センター）
- 高齢者虐待相談センター ☎052-856-9001



お気軽にご相談ください